

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年12月7日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町役場 桑野分室

開 議 午後 1時04分

### 出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	9番	山本育男君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
参事會計管理兼者	佐藤臣克君
参事務課長兼長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事健康福祉課長兼長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事安全対策課長兼長	渡辺弘道君
参事産業振興課長兼長	菅野利行君

復 旧 課 長	三 瓶 清 一	君
教育総務課長	石 井 和 弘	君
いわき支所長	小 林 元 一	君
拠点整備課長	竹 原 信 也	君
統括出張所長	三 瓶 直 人	君
参 生 活 支 援 課 長	林 志 信	君
総 務 係 長	堀 川 新 一	君
総務課長補佐	遠 藤 博 生	君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

【案件2. 帰還開始に向けた課題について】

環境省福島環境再生本部本部長	坂 川 勉	君
福 島 環 境 再 生 事 務 所 除 染 対 策 第 一 課 長	須 田 恵 理 子	君
福 島 環 境 再 生 事 務 所 除 染 対 策 第 一 課 事 業 管 理 専 門 官	中 川 春 菜	君
福 島 環 境 再 生 事 務 所 放 射 能 汚 染 廃 棄 物 対 策 第 一 課 上 席 廃 棄 物 対 策 官	堤 達 平	君
福 島 環 境 再 生 事 務 所 放 射 能 汚 染 廃 棄 物 対 策 第 一 課 建 物 解 体 廃 棄 物 処 理 推 進 室 室 長	中 川 正 則	君

福島環境  
再生事務所  
減容化施設整備課  
課長補佐

福島正明君

福島環境  
再生事務所  
県中・県南支所  
首席除染推進官

赤羽郁男君

福島環境  
再生事務所  
県中・県南支所  
首席廃棄物推進官

藤田宏篤君

#### 付議事件

1. 「富岡町課設置条例」及び「富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例」の一部改正について
2. 帰還開始に向けた課題について
3. その他

開 会 (午後 1時04分)

○議長（塚野芳美君） お疲れさまです。引き続きまして、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、環境省の職員の皆様はこの後の付議事件で入りますけれども、環境省の皆さんも入ります。そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長、庶務係主任であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、12月定例会への提出を予定しております議案といたしまして、行政組織体制の改編に係る条例の改正案件についての説明に加えて、その他の説明として1件であります。

まず、条例の改正案件については富岡町役場庁舎の改修などが近く完了し、本庁舎での執務再開の見通しが立ったことから、帰還開始を見据えた行政組織体制の改編を行うため、「富岡町課設置条例」及び「富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例」の一部を改正内容とあわせて、平成29年4月以降の行政組織体制などについてご説明するものでございます。

その他といたしましては、帰還開始に向けた課題について環境省から説明を受けるものです。いずれの案件も本町の帰町に向けた非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、「富岡町課設置条例」及び「富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例」の一部改正についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、付議事件1につきましてご説明をさせていただきます。

平成29年4月帰還開始後の行政運営を見据えた課、支所、出張所等の組織の改編につきまして考え方をご説明させていただきます。

課設置条例、事務所、支所、出張所条例の一部改正についてご説明を申し上げ、さらに3月に前倒しをして役場が帰還する、その内容についてもご説明をさせていただきたいと思います。説明につきましては、課長補佐の遠藤より説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（遠藤博生君） それでは、お手元の全員協議会資料1の組織改編の概要に沿いましてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、1ページをお開きください。まず、I、基本的な考え方につきまして読み上げさせてい

ただきます。「目標とする平成29年4月の町民の帰還環境を整える一環として、現在郡山市においてとり行っている役場本庁機能を町内で再開させることを目的とする。

町内での役場本庁機能再開にあたっては、震災前の組織体制を基本とするが、震災以降に発生した業務も引き続き対応しなければならない現状を踏まえ、出先機関（支所・出張所）のあり方も含め、次のとおり組織改正等を行う。」というものでございます。

続きまして、Ⅱの組織改正等の内容でございますが、主に5つの点に重点を置いて今回の組織改編を行いました。順を追ってご説明させていただきます。

まず、1、住民基本台帳と避難者情報の整合による支援の強化といたしまして、避難指示が解除された際には解除された地域への居住が可能となるだけでなく、その地域への転入や住所地の設定が可能となります。また、現在復興拠点内に整備しております災害公営住宅につきましても、入居の際には住民票の移動を原則といたしております。このことから、住民基本台帳と仮設住宅や借上住宅などの避難者情報の一元的な管理及びその整合性の充実を図るため、現在生活支援課避難生活支援係を住民課に移し、あわせて現在産業振興課にある賠償対策係の機能を統合することにより、当面継続が予想される避難生活の中での支援を強化してまいります。

次に、2、帰還困難区域の除染を見据えた放射線対策の体制強化といたしまして、本年夏に国より帰還困難区域の除染についての考え方が示されました。今後帰還困難区域の除染の本格化を見据え、町内の放射線情報や線量計の管理、また放射線に対する学習会等の業務を復興推進課に統合し、放射線対策を集約することとして再編するものであります。具体的には、現在の健康福祉課、放射線健康管理係を統合し、復興推進課を除染対策係との2係体制といたします。なお、現在復興推進課、復興調整係が担っている一般廃棄物関係の業務につきましては、当時の経過といたしまして一時帰宅者の増加等に伴う町内の環境整備のために従前生活環境課環境衛生係で所管していた当該業務をより現場に近い復興推進課に移行したというものであります。今回の復興推進課再編の趣旨及び役場機能が町内に帰還すること等を踏まえ、現行安全対策課の名称を生活環境課に戻し、あわせて環境衛生係を復活させることを考えております。

次に、3、避難町民の健康状態等を踏まえた健康保険との連携強化といたしまして、避難生活の長期化や家族構成の分担化等に伴い、要介護度の進行や妊婦、乳幼児等を含む健康状態等に関する相談が増加傾向にあると認識しております。このような状況を改善するためには、マンパワーの確保のみならず、健康診断の受診率向上等のふだんからの健康管理が非常に重要であると考えております。そのため、国民健康保険加入者のレセプト情報や保険者サイドで実施している特定健診等の業務を所管する現在の住民課国保年金係を健康福祉課に移し、有効的な情報共有や連携強化を図ってまいります。また、あわせて10月1日の町内診療所の開所及び年度内の大玉診療所の閉鎖等を踏まえ、町立とみおか診療所の位置づけを健康福祉課所管として明確化し、さらなる連携を図ってまいります。

次に、1ページ下段から2ページにかけまして、4、避難先町民の生活支援のため、郡山支所を設置いたしました。来年4月の帰還開始に向けて役場本庁機能が郡山市から富岡町内に戻すこととなります。郡山市及びその周辺では当面の間仮設住宅や借上住宅、復興公営住宅等、数多くの町民が避難生活を継続することが想定されます。そこで現在の郡山事務所を郡山支所としていわき支所と同程度の機能を配置し、町民の対応に当たってまいります。また、現在の三春出張所、大玉出張所につきましては廃止とし、郡山支所において両出張所の機能を担うとともに、出張相談窓口の開設等により、町民の利便性の確保に努めてまいります。支所の体制いたしましては、従前のいわき支所にありました業務係の業務を細分化し、前述3とも関連いたしますが、健康相談や介護認定調査等の業務を行う健康管理係及び仮設住宅、借上住宅の供用期限なども見据えた住宅関連業務等を行う住宅支援係をそれぞれ新設し、両支所とも4係体制として避難町民の支援を引き続き強化してまいります。なお、両支所に住宅支援係を新設することにより、現在の生活支援課住宅支援係については、住宅支援に関する総括の機能を改正後の住民課避難生活支援係に統合することとし、生活支援課は廃止とする考えであります。

次に、秘書機能・広報機能の強化につきましては、避難指示解除後も国、県及び関係機関との綿密な連携は不可欠であります。そのため町長、副町長の秘書機能のさらなる強化を図る必要性から、現在の総務課秘書広報係を秘書係として再編し、あわせて現在総務課総務係が所管する式典、表彰業務を統合いたします。また、これまで秘書広報係が所管しておりました広報、情報発信等の業務につきましては、各種アクションプランの策定及び効果的な周知との関連性を重視し、企画課に広聴広報係を新設いたします。

続きまして、Ⅲ、復興に向けた人材確保でございますが、こちらにつきましても読み上げさせていただきます。「来年度における執行体制については、育児休業職員の復帰等も見込めるほか、正規職員の採用により職員を増員する。また、引き続き他自治体からの派遣職員を要望し、本年度並みの派遣職員を受け入れ、体制強化を図る。」というものでございます。ただいまご説明申し上げました組織改正等の概要につきまして、図化したものが次の3ページ、A3カラーの平成29年度組織改編の概要という資料でございます。また、これを踏まえました全体の行政機構図がさらに次の4ページ、A3赤黒の富岡町行政機構図（案）という資料でございます。行政機構図（案）につきましては、向かって左側が現行、右側が来年4月の組織となっておりまして、変更点を朱書にて表示しております。また、今回の組織改編につきましては、条例の改正が伴うものであり、本定例会に関連条例の一部改正条例案を上程させていただいております。

次のページより、改正条例の新旧対照表（案）を掲載させていただいております。5ページからの富岡町課設置条例につきましては、先ほどご説明差し上げました内容に沿った形で課の名前、課名及び分掌事務を改正するものであります。

また、8ページ、富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例につきましては、郡

山事務所を郡山支所に変更及び両出張所の廃止に伴い所要の改正をするとともに、条例の名称を富岡町役場支所設置条例と改めるものであります。なお、ここまでが平成29年4月に向けた組織改編の概要ですが、役場本庁機能回復工事につきましては、来年1月末を工期として進めておる中、予定どおり進捗しており、2月中には庁舎内LAN工事や什器備品の搬入等もおおむね完了するものとして、執務環境が整う見通しとなっており、常任委員会におきまして町長からもありましたが、役場機能につきましては、4月に先立ち3月中に段階的な帰還を図ってまいる考えでありますので、その内容につきましてご説明させていただきます。

9ページ、富岡町役場庁舎再開についてをごらんください。まず、ちょっと順番が変わりますが、まず②、役場業務再開時期といたしまして、3月上旬に総務課、企画課等、記載の各課が町内に帰還することとし、その時期といたしましては3月6日月曜日の業務開始を目標に3月4日、5日の土曜日曜で引っ越し作業を実施する考えであります。また、上記以外の課につきましては3月27日月曜日の業務開始を目標に、25日、26日の土曜日、日曜日に引っ越し作業を実施する予定であります。なお、27日に町内で業務を再開する各課につきましては、避難先町民の不利益とならないよう窓口業務について引き続き郡山事務所で行うこととし、4月の新体制に移行してまいる考えであります。

戻りまして、①、3月議会は役場議場で開催につきまして、3月上旬には議会事務局も町内にて業務を再開する予定となっておりまして、あわせて3月定例議会を富岡町役場の議場にて開催することとして、招集させていただく考えであります。

続きまして、③、機構改革及び人事異動についてでございますが、先ほどご説明差し上げました課設置条例等の一部改正につきましては、施行日を平成29年4月1日とさせていただいております。また、新年度の人事異動の発令につきましても、同じく4月1日を予定しております。3月中の町内の業務再開につきましては、現在の組織、職員の配置にて行うものであります、4月1日に向けて混乱の生じないよう進めてまいります。

また、3月中の町内の業務再開に伴いまして本定例会の補正予算に関連経費を計上させていただいております。内容といたしましては、役場引っ越し業務に伴う富岡一郡山間の旅費及び特殊勤務手当として約100万円、勤務地の変更に伴う通勤手当の増加分、約440万円、想定として勤務地の変更に伴う居住地の変更が発生した場合の移転料及び単身赴任手当として約750万円、避難指示解除前の町内に勤務することに伴う特殊勤務手当及び特地勤務手当として約270万円及び3月中の業務再開ということですので、冬期間の通勤に係る職員の心身両面の負担軽減のため、郡山発着の通勤バス運行を考えており、その経費として約350万円、合計で約1,910万円となっております。なお、この計上いたしました予算につきましては、予想される経費の上限額の想定としての計上でありますことを申し添えます。

平成29年4月に向けた組織改編の概要につきましての説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） まず、1ページの下にある避難先町民の生活支援のための郡山支所という中においての現在ある三春と大玉の出張所を後に廃止すると、これも町民の移動の状況においてはしようがないと思うのですが、現在実際的に29年度以降どれだけの人数が移動するかわかりませんが、大玉とか三春はどちらかといえば残っている方、高齢者の方が多いというふうに考えると、逆に廃止するのではなくて、何らかの分室とかまたそういうのを設けることも必要ではないのかなということと、あともう一点は私が心配するのは富岡に今度は役場が移ったときに、富岡に通う者についてはその手当が出るのはいいのですが、そちらに居住をするような形とか、仮に宿舎を設けるようなことがあった場合、そういうのが確保できているのかどうか、確保するのか、また通う方についても車ではなくてある程度違う手段もあるのかどうか、それをお聞きしたいのですが、教えてください。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の三春、大玉出張所の閉鎖の部分でございますが、これに当たりましてはまず11月の初旬に大玉村、それから三春町、それぞれに協議をいたしまして出張所がなくなることについて、両町村で何らか問題がないかというような確認をしてございます。これについては、町、村としては問題ないというような回答をいただきました。また、11月22日に三春、大玉、それぞれの自治会長さんとの意見交換会をさせていただきまして、この中で役場については4月に戻る、郡山を支所にすると、そういう中で出張所については、郡山でその機能を担うというようなお話をさせていただきました。自治会長さんからは、今ほどありましたようにほとんどバスでしか動けないような高齢者の方が仮設等に残っているというようなこともあるので、完全にいきなり4月から閉鎖というのは困るというようなお話をいただきましたが、その中で例えば週に2回程度、臨時の窓口を開設していただいて、そこで相談や諸証明の発行等ができるということであれば、それはそれで十分に対応できるのではないかというような自治会長さん方のお考えもいただきまして、そういう方向で検討を進めているところでございます。

また、2番目の質問の富岡に通勤する、あるいは宿舎の問題ということでございますが、職員の面談等を行っておりまして、郡山から通勤するという方もおります。その通勤の手段としては、マイカー、それからバスによる通勤、両方の意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、町としましては通勤バスというものを確保してまいりたいというふうに考えております。また、宿舎の件でございますが、現在住宅のメーカーといいますか、管理されている会社さんと協議を何回かさせていただいておりまして、4月には確保できるようなことで今進んではございますが、今回3月前倒しということでございますので、3月についてはなかなか全体を確保するということは困難な状況でございます。そのため先ほどもございましたように補正予算で3月分のバスの委託料、それらを計上させていただい

て、職員についてはそういったバスでの通勤というようなことも考えているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） まず、各自治会長とのお話の中で臨時的にという形でお話今ありましたが基本的に臨時であるというのは期間的に、本来は臨時だと期間があるわけですけれども、ある程度大玉の、三春のいろんな状況下を見て、臨時でもある程度期間を置いておくのか、恒久的な臨時というのはあり得ないのですが、そういう形で持っていくと分室みたいな形になるのか、そういう面で今言われてもちょっとよくわからないのですけれども、あともう一つバス出されるのもいいのですが、ただ一番は職員のこれから仕事である住環境の問題だと思いますので、できるだけ時間帯的なものを、通勤の時間帯を少しでも抑えるためにも富岡の周辺、または富岡地区に役場を設けるのが必要ではないかと思うのですが、その点で実際に今聞かれているというのですが、住宅状況についてもどういう形に今現在なっているのか。それともう一つちょっと伺いますが、やっぱり出張所と、各地域にはサロンについてもどういう形に持っていくのか教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） まず、1点目の分室、両出張所の扱いでございますが、現在のそれぞれ使用しております事務所については、こちらのほうは閉鎖というような考え方であります。臨時窓口を設ける場所としましては、各公営住宅等の集会施設に臨時的に週に例えれば2回、何時から何時までということで、職員が出向いてそこで受け付けを行うというような考え方で現在のところおります

2点目の職員の住環境の部分でございますが、避難指示が解除されたとしましても帰還困難区域にもともと住んでいた職員、それから住宅等解体してしまった職員という者もあります。これらの職員について、町内に住宅を再建する、あるいは個人的にアパートを借りるというような者もいるとは思いますが、当面4月にそれが間に合うかというと、なかなかそういう状況にはないということでございますので、町としてある程度の戸数を確保してまいりたいというふうに考えております。この進捗といいますか、会議の経過の中ではなかなか以前に住んでいた方の荷物を引き出したいと、そういうことが進んでいないというような状況もございますので、その辺も含めて現在調整をしているところでございます。

それから、サロンの件でございますが……

〔何事か言う人あり〕

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 出張サービスの設置期間、どの程度を考えているのかというのを。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 失礼しました。

それでは、期間でございますが、自治会長とのお話の中では1年とか半年とかという期間を設けて、その間出張窓口を開設すると、そしてその後に例えばその時々の状況を見て閉鎖ということも考えてはいかがというようなご提案をいただいておりますので、町としましてはこれからになりますが、半年あるいは1年というようなことで期間を設けて町民の皆さんにはアナウンスをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） サロンにつきましては、今回の審議が行政組織でございますので、サロンについては直接お答えする場面ではないと認識しておりますが、基本的な考えとしては人、町アクションプランに書きましたように町外生活をしっかりとサポートするということで、当面サロンについては4月1日に大きな廃止とか大きな変更を考えてはおりませんが、4月1日以降のサロンのあり方についてはまた別途ご議論させていただきたい。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 組織改正の内容を見まして、非常にすっきりした形でよく考えられているなというふうに感じました。その中で1点だけ、いわきと郡山支所ということで4係体制ということで、ちょっと人員的な配置をどのように考えているのか教えてください。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 人員配置につきましては、定例会で条例改正、課設置条例、それから出張所条例の改正が議決をいただきましてから本格的に人事の部分については考えてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 細かい人数ではなくても構わないのですが、例えばいわき市を増員になるのか、今の現状のある程度の体制の近い部分で4係を賄うのか、多分いわき支所と郡山支所は規模が一緒だということなので、そういうところでちょっとどういった形。町内に本庁機能が戻るということは、また新たな人員が分散されるということが懸念をしたものですから、ちょっと聞きたかったのですが、その辺多少の増減あるにしても今の体制にほぼ近い中で4係体制にするのかどうかというのも聞きたいのですが。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 現在考えておりますのは、現状維持しつつというようなところで考えているところでございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 関連になろうかと思いますが、三春支所、大玉支所が廃止になって、郡山支所のほうから週2日体制で復興住宅の集会所に行っていろいろ指導するということですが、支所が廃止になって人員不足の中でそういう状況が生まれるということは仕方ないことなのかなと思いますが、当面半年とか1年という話出ましたが、当然その時点で困る人たちは半年、1年で町内に戻るわけではないですので、やっぱり当面は続けてもらわないと困ると思うのです。当面というのは、2年になろうか3年になろうか。それは、続けてほしいと思います。そういう状況の中で週に2日行っていたのが週1日にするよとかという状況は、出先に行っていろいろ町民のニーズにあわせて、町民の人たちが相談に来る人数が減ったり全く来なかったりという状況が見えれば、その時点での考えがあっていいのかなと思いますので、当面は続けていただければありがたいのかなと思いますが、その辺ひとつお聞かせください。

あと、役場の支所が当然廃止になる。それに伴って大玉のえびすこ市場も廃止になるという状況の中で、これ住んでいる人たちからいろいろ不安な声が出ているのですが、郡山の南1丁目、あそこの仮設なんかは、買い物するのに川内さんの方に移動販売が来ていたみたいなのです。川内さんが来年3月に廃止になってしまうのかな。移動販売とかそういうのが来なくなるものだから、富岡の仮設のほうでもやはり遠くまで買い物に行けない人は移動販売で買っていた人たちが非常に困る状況だと、それでえびすこ市場のほうからこちらの方に移動販売来てもらえないかなんていう要望は耳に入っていたのです。そのえびすこ市場がなくなってしまうがために、では今度はどうするのだということで、えびすこ市場は残してくださいというわけにはいかないですから、町のほうで何とか手立てを考えてほしいと。南1丁目だけではないと思うのです。出張所がなくなることによって、いわきのほうでも泉玉露とか、あの辺は出張所はなかったけれども、当然今のサービスは残るのかなと思うのですが、その辺はどうなっているのかお教えください。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、1点目の支所、出張所の出張窓口等の設置期間の部分について私のほうからお答えさせていただきます。

この件につきましては、先ほども申しましたように自治会長さんのほうからはある程度の周知期間を設け、そして終わりをいつというようなアナウンスもやってくれというような申し出がありましてそのように進める考えではございますが、例えば半年、1年後にそのときの状況でなくしてしまうのか、あるいはさらに続けるのかというようなところを十分に判断してやっていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の件につきましては……。

○議長（塙野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） まず、仮設住宅等に入られている方への買い物につきまして

でございますが、生活支援課としては買い物という視点ではなくて、仮設住宅に入られている方の見守りの観点からいろいろ支援策を考えてございます。その中の1つとして例えばいろいろな食品の宅配サービスをするような業者さんたちと提携を結びまして、仮設住宅に入られている方に配達するときに見守りをして、何か異常があれば役場のほうに連絡をいただくというような体制づくりというのを今後考えているような計画を持っております。そういう中で仮設住宅に入られる方が買い物のサービスを受けられるような、そういうことを実現していきたいということで、今現在いろいろ関係機関等を交えまして検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 支所廃止に伴うサービスに関しては、状況を見ながら廃止か日にちを減らして進めていくか、その状況に応じて対応してくれるということですので、そういうことで結構だと思います。

あと、今生活支援のほうで説明してもらった南1丁目から出ている不安は、やっぱり買い物支援なのです。そういう部分でおかずも買い物に行けない年配者がいるとか、いろいろそういう話聞いているのです。川内の移動販売を利用していたがために、今まで何とか満足いかないにしても、それで買い物などをしていたということで、今度廃止になれば当然町が何らかの形で持つていかないと、えびすこ市場はそういう関係やっていたのだと思うのですが、えびすこ市場も廃止になるような話ですので、どういう手立てをしたらいいのかなと考えると私も思いつかないのですが、ぜひ生活支援のほうでそういう手立てをしてもらわないと、それこそ生活困窮者になる可能性の人もいっぱいおりますので、ぜひその辺もご検討方お願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 仮設住宅に入居されている方につきましては、現在生活支援バスを運行いたしまして買い物等にも使えるようになってございます。ただし、バスに乗るのも大変だというような方もいらっしゃるというふうなお話だと思いますので、ちょっとその辺につきましては先ほども申し上げましたが、食材、食品等の宅配サービスを行う業者さんと協力するような形で見守りを兼ねた形でのそういう買い物の支援というものを考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。

町で考えるだけではなくて、やっぱりその場に行って皆さんと話ししていろんな一番いい方法を探っていただければありがたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） いただきましたご意見等を持ち帰りまして、今後の支援策を検討するようにいたします。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

10番、高野泰君。

○10番（高野 泰君） 消防についてなのですけれども、今いわきから富岡町に入ってパトロールしていますよね。そのことなのですが……。

○議長（塙野芳美君） 10番さん、ちょっとお待ちください。消防は、今課設置条例の話なのです。

○10番（高野 泰君） 課設置の条例なのだけれども、どんなふうな体制となるのか、その辺もちょっと聞きたいので、今いわきから通ってやっていますよね。これを帰還するとなれば、2つ問題あると思うのです。いわきからまた通うのか、それとあともう一つは本署を戻すのか、今まであった、前みたいにあった本署を再開するのか、その辺もちょっとどんなふうな考えしているのか。

○議長（塙野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 今の件について、今の段階について、今の状況についてご説明いたします。

今現在議員おっしゃるとおり、帰町に向けて今再構築ということで現在進めています。つまり消防団の皆さんも今現在避難している状況はご存じだと思いますけれども、避難先からの活動とか、あと町内に戻る消防団員の方もいらっしゃると思います。それを含めて今現在消防団のほうで検討しておりますので、4月解除に向けて検討している状況ですので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 教育総務課の件で三春校まだある状態で、富岡の本町に戻さなければならぬのか、戻した状態で三春校で何かあった、どこであったって通うのか、また条例が通れば郡山支所のほうに残しておくのが得策でないかと思うのだけれども、今の状態で来年4月に富岡に戻すよりは。そこら辺聞こうかなと思って教育長関係、顔見た限りいないみたいだし。

○議長（塙野芳美君） 12番さん、立て続けに付議事件の内容と違うのです。教育長は、きょう県のほうで非常に大事な会議がありまして、途中から中座するということは申し出を受けておりますので。

○12番（高橋 実君） 誰でもいい、答弁できれば。

○議長（塙野芳美君） 答弁も、では1回だけです。本来の付議事件と違いますので、教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

今回の機構改革の中で教育総務課も富岡町内ということでございます。三春校は、前にもご説明してあるとおり、当面三春町のほうに残る計画でございます。でございますので、三春校と富岡での業

務等、支障のないようにしながら業務を続けていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 3月25、26日に引っ越しして27日から云々ということで教育総務課というのも入っているから聞いたのだけれども、このときに富岡に下がってくるというふうにとっているのだけれども、だから質問したのだ。三春校というものが存続していて富岡に教育総務課を戻して、それで仕事今以上なプラス材料の仕事ができるのかということなのだ。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えいたします。

確かに三春町と富岡町と遠距離にはなるわけなのですが、その辺支障のないような体制を考えていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この件については大変重要な、町としても重大なことだと認識しております。今回教育総務課、教育委員会が町に戻るというのは、町での学校再開というものもありますから、こちらにはその都度常時、あるいはそれらのものがあるたびには出張というような形で出てくるようになると思いますが、今町の学校再開という大きな山がありますので、どうしても富岡に戻っていたい、そしてそれらに対応していただくというような考え方をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 言うのはわかるのだけれども、今この場面で子供らを人質にとるようなことを思われても困ると思って、極端なことを言う。教育総務課を富岡に下げた状態で富岡の子供たちも富岡に戻ってきなさいよと言わんとしているようにご父兄に思われたのでは困るから、三春校の状態だって少ない状態で今運営しているのが現実でしょう。その状態でまた富岡に4月に下げてきたならば、余計にご父兄、今から小学校に上がる父兄の人らは不信感をいっぱい持たないですかと言っているだけ。そこら辺を精査よくしながら考えてやっているのならいいよ。あの課はいいです。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えいたします。

ご心配はごもっともかと思います。ただ、三春校につきましては当面継続ということでPRもしておりますし、保護者の方にもご説明しているところでございます。確かに富岡と三春ということで若干距離は遠くなりますが、今時点も郡山と三春ということで行き来しておる状態でございます。あわせまして、富岡町内での学校再開だったり、今度生涯学習的な再開も視野に入れながらも検討していくかなければいけないということではございますので、町民の皆様に誤解を招くようなことのないよう

な説明をしながら、富岡町内での業務再開を目指していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、「富岡町課設置条例」及び「富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例」の一部改正についてを終わります。

ここで説明者入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時49分)

---

再 開 (午後 1時54分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、帰還開始に向けた課題についてに入りますが、説明の前に国関係を代表いたしまして坂川さんよりご挨拶をいただきたいと思います。

坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 福島環境再生本部長の坂川でございます。

環境省が実施しております除染、それから廃棄物の処理などに関しまして従前よりご理解、ご協力をいただき、大変ありがとうございます。現在もフォローアップ除染を進めていますけれども、来年の1月に終えるという目標でもって進めているところでございます。本日は、そのフォローアップ除染などの進捗の状況と今後の取り組み、さらには建物の解体の状況、また仮設焼却施設の今後の予定などに関しましてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件の説明をお願いいたします。

須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 福島環境再生事務所の須田です。どうぞよろしくお願ひします。資料の説明、座ってさせていただきます。

まず、緑色の表紙の資料をお配りしておりますので、除染の進捗状況等についてご説明をいたします。1ページをおめくりいただきまして、きょう除染関係でご報告する内容を3点考えてございます。まず、事後モニタリングの進捗状況と速報値、それからフォローアップ除染の進捗状況と結果、それから今後の主な取り組みということでございます。右上に1と書いてあるページからご説明を始めます。

まず、事後モニタリングの進捗状況についてでございますけれども、11月30日時点の進捗状況71%となっております。1ページにもお示ししてございます地図に、色で点が打っている点についてこれまでに測定を実施してまいりました。おめくりいただきまして、2ページ、3ページがこれまでのと

ころのモニタリングの速報値でございます。まず、1メートルの空間線量率を2ページ、3ページにお示ししてございます。集計時点は11月15日でして、ここまで進捗率は60%ということになっております。1メートルの空間線量率ですけれども、全地目で一番左にお示ししてございますが、時間当たり0.64マイクロシーベルトとなっております。宅地については、時間当たり0.55マイクロシーベルト、以下農地については0.49、森林については1.37、道路については0.61という値になっております。1メートルの空間線量率のヒストグラムの形でお示ししたのが3ページのデータでございます。全地目ですので、平均値は0.64 $\mu$ Sv/hとなっております。一番右のメモリが3.8 $\mu$ Sv/hとなっておりますけれども、3.8マイクロシーベルトを超えるような点というのは、全体のうち23地点ほど確認されておりまして、全体の0.03%に当たります。この23地点は、森林などが主なポイントとなっております。

それから、4ページ、5ページ同様のグラフで今度は1センチでの空間線量率をお示ししてございます。全地目で時間当たり0.79マイクロシーベルト、宅地では時間当たり0.70マイクロシーベルトとなっております。以下農地では0.50、森林では1.81、道路では0.65という結果になっております。5ページは同様に1センチの空間線量率をヒストグラムの形でお示ししてございます。同様に3.8マイクロシーベルトを超えるような点、幾つかございまして、全体の0.6%に当たります411地点で1センチ空間線量率が3.8 $\mu$ Sv/hを超えるような点が確認されております。このような点については、引き続きフォローアップ等で対策をとっていきたいと思っております。

6ページ、7ページにつきましては居住制限区域と避難指示解除準備区域に分けまして線量をお示ししてございます。6ページのほうは、全地目についてでございます。全域での平均値0.64 $\mu$ Sv/hでございましたけれども、居住制限区域については0.67、避難指示解除準備区域では0.51となっております。宅地に限定してみた場合は、7ページでございます。全域では、平均値が時間当たり0.54マイクロシーベルトでございますが、居住制限区域に限定すると0.57、避難指示解除準備区域に限定すると0.38という値になってございます。

以上が事後モニタリングの結果でございます。

8ページからフォローアップ除染の進捗状況についてご報告いたします。11月25日時点で対象件数4,050件想定されておりますけれども、ここまでに3,381件完了いたしまして、進捗率が83%となっております。フォローアップ除染の前後でフォローアップをした地点の空間線量率をはかっておりますけれども、1メートルではフォローアップ除染前1.08 $\mu$ Sv/hであったものが、フォローアップ除染を実施した後は0.69 $\mu$ Sv/hということで36%ほどの線量低減が見られております。それから、同様に1センチの空間線量率をフォローアップやった地点で除染前、除染後図っておりますけれども、フォローアップ除染前には5.93 $\mu$ Sv/hでしたが、フォローアップ除染後1.12 $\mu$ Sv/hということで、こちらのほうは80%を超える低減が確認されております。

以上がフォローアップ除染の結果でございます。

11ページ以降今後の主な取り組みということでお示ししてございます。まず、フォローアップ除染

でございますが、今年度1巡目のフォローアップ除染をやっておりますけれども、これまでご説明してきたとおり、1月末までに完了の予定で進んでおります。来年度以降も事後モニタリングで再汚染が確認された箇所などについては、引き続きフォローアップ除染を実施していきたいと思っております。中でも次にお示しております宅地に隣接する森林についてでございますが、これまでことしのフォローアップ除染の中では、特に宅地の平均値が高いお宅などについては表土の剥ぎ取りなどを実施してまいりました。一方で宅地に隣接するに高いのではないかというようなご不安の声たくさんいただいておりますので、来年度以降も事後モニタリング結果などを踏まえつつ、表土の剥ぎ取りなども含めてこちらについても対策を実施してまいりたいと、このように考えております。

それから、帰還困難区域に隣接する宅地に係る除染でございます。まず、夜の森地区の帰還困難区域など、居住制限区域の宅地に隣接する帰還困難区域でございますけれども、復興拠点として先行して除染を進めておりまして約70件になりますが、除染を既に完了いたしました。夜の森地区以外については、帰還困難区域に隣接するお宅が今のところ30件程度あるのではないかと考えておりますけれども、ここのお宅に隣接する帰還困難区域については除染を実施するという方向で、今除染範囲をどこにするかということを具体的に調整をしております。年度内に工事着手を目標に、今後関係人へのご説明などを始めたいと、このように考えております。

それから、12ページですが、人が日常的に立ち入る森林の除染、いわゆる里山除染でございます。まずは、福島の森林、林業の再生に向けた総合的な取り組みに基づきまして、里山再生モデル事業を実施したいというふうに考えております。モデル事業については、早期実施に向けてモデル地区の選定を復興庁や林野庁などと連携して現在進めているところでございます。

JRのり面の除染についてでございますけれども、JRのり面全体としてはJR常磐線については、全体として除草、堆積物除去を実施した後、順次表土のすき取りまで実施する予定でございます。年度内については、JRと環境省で役割分担をして、宅地の近隣について除草の堆積物除去が終了できるような工程を調整して現在作業を進めております。

常磐道ののり面についてでございますけれども、宅地に近接するのり面について線量調査を実施しております。そして、フォローアップ除染が必要な箇所を抽出しまして、必要な対策を今後とていただきたいと、このように考えております。

除染の種類については以上です。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 環境省で廃棄物の担当をしてございます中川でございます。

よろしければ、青色の廃棄物の資料をご説明させていただければと思います。では、座って失礼させていただきます。

それでは、お手元の青い色の資料でございまして、富岡町における災害廃棄物などの処理について

という資料をご説明させていただきます。

まず、おめくりいただきまして1ページでございます。環境省におきます富岡町での家屋等解体工事の状況をご説明をさせていただきます。一番上でございますが、解体申請件数、現時点、先月末までの総数1,655件という状況でございまして、右の欄、昨年度まで、27年度までに500件の解体工事を終えているところでございます。

28年度の現時点での状況でございますが、工事を4つございまして、一番上の28その1工事ということで、富岡駅近辺曲田エリアの38件の工事、こちらは11月末に完了させていただきました。28年度のその2工事590件と一番大きいものでございますが、現在89班と多くの作業員を投入してございまして、135件解体済みでございます。工期しっかりと守れるように、今2月と書いてございますが、増工した分延長することも視野に入れておりまして、590件しっかりと工期の中でやっていくように調整していきたいというふうに思ってございます。その3工事181件でございますが、先月の後半に着工してございまして、こちらも着実に進めているところでございます。その4工事ということで、復興拠点エリアの夜ノ森駅近辺の15件の解体工事でございますが、今週の末から来週にかけまして着工、まずは内部の片づけから着工していくという状況でございます。このように28年度の合計といたしましては、800件前後の解体を進めていくという状況でございます。

続きまして、2ページでございまして、来年以降の方針というところでございます。来年以降の方針につきましては、議会でもいろいろとご指摘、ご要望ですとかいただいておる中で、やはり4月、5月、6月ですとか解体工事やめないようにと、しっかりとそこでピークを迎えていくようにというようなご指摘頂戴しているところでございました。そういうふうに、その4つを踏まえまして、本日12月7日でございますが、800件の解体工事の公告を開始をさせていただいたところでございます。開札につきましては、1月の末ごろを予定してございまして、速やかに契約を進めていくという予定でございます。そのほか大型の特殊建物の解体につきましては、これとは別に発注を準備しているところでございます。

続きまして、危険家屋、優先家屋の解体でございます。こちらも議会からご指摘を頂戴しているものでございまして、現状につきましてご報告をさせていただきます。倒壊のおそれのある家屋を町役場と環境省で40件ほど今リストアップしてございまして、そのうち30件解体の申請の取得を環境省と役場から促してございまして、30件の申請を取得ができるところです。30件の家屋につきましては、上記1ページ目の工事の中で早急に解体を進めていくという方針でございます。未申請の家屋ございますが、こちらにつきましては鋭意地権者、所有者様に当たりまして申請の可否につきまして調整をしているところでございます。

続きまして、解体後に除染をしてほしいとご希望の方の家屋が今50件ほどございまして、この50件の中で申請を取得しておるのが45件でございます。この45件を早急に解体工事実施いたしまして、速やかに除染の工事に移らせていただくということで、除染と解体工事連携して進めてございます。

一番下でございますが、解体申請の受け付け期限ということでございます。環境省の解体工事につきましては、既に解除された地域におきましても一定の期限を切らせていただいているところでございますが、富岡町における解体申請の状況というものが一番最初にご説明させていただきましたとおり1,600件ということで、全対象世帯から比べますとまだ少ない状況でございます。そういう事情も鑑みまして、来年度以降も一定期間解体申請というものを受け付けていきたいというふうに考えてございまして、具体的な期限はこれから役場と議会ですとかで調整、ご相談はさせていただきたいというふうに考えてございます。

解体工事のペーパー以上でございますが、3者立ち会いの問題ですとか解体車両これからふえていきますので、交通安全につきましてはしっかりと検討いたしまして、問題ないように進めていきたいというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、3ページ目でございます。仮設焼却施設につきまして、いろいろとこれまでどのぐらいの期間を考えているのだとかのご指摘を頂戴してございました。それにつきまして、本日は環境省といたしまして一定の考え方をお示しさせていただきたく思ってございます。

まず、1つ目の施設の延長期間についてというところでございます。まず、一番最初の丸でございますが、町役場からも多重防護の関係、町民の安全の関係ですとかからご要望いただきしております。環境省といたしましてはそうしたご要望ですとか、あとは我々の除染や家屋解体のそういう復興事業とのバランスというものを考えまして、まず1つ目の丸でございますが、仏浜・毛萱地区における県事業の防災林工事ですとか、県道事業がございます。その事業が平成32年度内に施工完了を予定しているということでございますので、環境省の仮設焼却施設につきましては県の事業がしっかりと32年度の施工完了に間に合うように仮設焼却施設を撤去していきたいというふうに考えてございます。具体的には、現行の仮設焼却の期限、来年の3月、そしてその施設の撤去、1年後の30年3月というものを予定してございますが、その焼却や破碎の終了を1年から1年数カ月程度延長させていただきまして、それに伴い解体撤去というのも1年から1年数カ月延ばさせていただきたいというような考え方でございまして、具体的には今後県とよくそのスケジュールを調整していきたいというふうに考えてございます。

2つ目の丸ぽつでございますが、仮設焼却施設を撤去するということになった場合、引き続き除染や解体工事というものが行っていく必要がございます。その際に、町内から生じる対策地域内廃棄物、環境省が責任を持って処理するものでございますが、適切に環境省が処理を行う方法を検討をいたしまして、関係者と調整をしっかりと行っていきたいというふうに考えてございます。

一番最後の丸でございますけれども、現在仮設焼却施設以外にもあそこの仏浜・毛萱地区には破碎施設や灰保管庫といった施設ございますが、焼却施設はなくなつたといたしましても破碎施設ですか、灰の保管施設というものは引き続き必要になってくることになります。そのためには、それらの設置する場所が必要となってくることになりますので、別の事業用地を用意させていただきたく関係

者と調整を行わせていただきたいというふうに考えてございます。こうした点につきましては、引き続き地権者様や周辺行政地区の皆様に丁寧に説明していくということを環境省しっかりと想えていきたいというふうに思ってございます。

一番最後の点でございますが、埋却家畜の焼却の点でございます。埋却家畜につきましては、処理の方針がなかなか決まらずご迷惑をかけているところでございますが、国の責任分につきまして準備が今後整った箇所から順次掘り起こしを実施いたしまして、現行の仮設焼却施設にて早急に処理を実施していくということを考えてございます。なお、県の担当分につきましては双葉郡内の施設にて処理されるように引き続き調整をと考えておるところでございますので、ご説明をさせていただければと思います。

以上、富岡町における廃棄物の処理に関する説明でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） まず、事後モニタリングのデータ、前からお願いしていくべく最新のデータを出してくださいということで、今回かなり頑張っていただいて出してもらったのかなというふうに感じます。その中で6ページのデータです。この区域別というのなかなか今まで目にする機会なかつたので、非常にいいデータかなというふうに思うのですが、これがまず1メートルの空間線量率のデータは出ていますが、ほか1センチも出でてこれちょっと出でていないのですが、多分出せると思うのですが、そのあたり次回出していただけるかどうかというのが1つと、あと11ページでフォローアップ除染、宅地に隣接する森林ということで、以前からお願いしている部分かなというふうに思いまして、これやっぱり庭の土をとるというのには限界があって、それ以上なかなか下がらないのかなというふうに思いますので、これをどんどん広げていっていただくことによって宅地周り等の線量も随分低減するのではないかというふうに思いますので、これ来年度以降早期に始まっていたらどうかというのをお聞きしたいです。

それと、家屋解体の2ページです。来年度以降も一定期間受け付けるということで、やはり来年度以降もまだ迷っている町民の方もいらっしゃいますので、少し長い期間やっていただくことを、これから調整なのでしょうけれども、お願いしたいのと、あとどのみち期限は切らなければいけないというのは理解しておりますので、どこかの時点で終わりが来ると思うのですが、そのときにある程度長い期間余裕を持って、この期間で終わりですよというような広報をしていただきたいと思いますのでそのあたりのお考えを教えていただきたい。

あと、3ページの埋却家畜ということで、これイノシシの駆除のものについては入っていないのかなというふうに思うのですが、そのあたりも特に例えば牛や豚とそう違いはないと思うので、こちらでも焼却可能かなというふうに思うのですが、そのあたりのお考えを教えてください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目、2点目、除染に関してでございますが、1センチの事後モニタリングのデータですけれども、同じようにデータの整理はできるはずですので、検討したいと思います。

それから、来年度以降のフォローアップ除染につきましても森林含め、早期に着手できるように準備を進めたいというふうに思っております。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 家屋解体の受け付けの件のご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり受け付け期間、環境省といたしましてもしっかりと考え方させていただきたいと思って、どれぐらいの期間になるかにつきましては、申請の状況を見定めましてしっかりとご相談させていただきたいというふうに思ってございます。また、広報につきましても余裕を持って申請できるように町民の皆様に前もってお知らせするようにしていきたいというふうに思ってございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 堤さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課上席廃棄物対策官（堤 達平君） 環境省の堤と申します。

最後のイノシシの関係についてお答えさせていただきます。座って失礼します。イノシシと牛、似たようなものではないかということで一緒に処理ということで質問でございました。確かに見た目獸ということで同じような類いではないかというご意見、ごもっともかと思います。非常にちょっと法律の線引きがございまして、なかなか対策地域内で全て処理することができない部分については、事業系一般廃棄物というほうに分類されてしまって、なかなか一緒に処理することができないという、ちょっとなかなか悩ましい問題を抱えてございまして、いずれにしてもそちらのほうについても処理ができるように地元と町役場と一緒に処理先を探しているところでございますので、引き続きご協力をいただければというふうに思っております。

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） データとフォローアップ除染については、来年度早々に取り組んでいただけるということなので、ぜひお願ひいたします。

あと、解体の受け付けも受け付けの状況を見ながらということなので、それが非常に大事かなと、余り減っていないのに急に決めなければいけないというような話になってしまふと、またちょっと違ふと思いますので、ぜひ解体の申請件数を見ながら減ってきた時点で終わりを決めていただけるような考え方をしていただきたいというふうに思います。

それと、最後のイノシシの件ですが、もちろん法律その他というものは理解しておりますが、ぜひその法律を変えてでも無駄なことをしないで、そこで処理できる分については処理していただくほうが

事業が早く進むのではないかなどというふうに思いますので、そのあたりも含めご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　堤さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課上席廃棄物対策官（堤　達平君）　最後の点でございまして、なかなか事業系一般廃棄物ほかにもイノシシだけではなくて、いろんな例えはコンビニから出るようなものとかいろいろございまして、そういうもののイノシシを対策地域内廃棄物同様に仮設焼却炉で受け付けた場合にどうなるのかという、ほかとの影響とか見ながらちょっとそういったところについては慎重に検討していかないと影響が結構大きくなるのかなと思っておりますので、その面については検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君）　4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君）　以前から事業系のごみというか、というものを施設で焼却してはいかがかという話も出ていると思いますし、例えば難しいと言われておりますけれども、リフォームでかなりのものはあそこの仮設焼却炉で処理してはいかがかというお話、前々からしていると思います。いつも返ってくるご答弁は毎回同じなのですが、ぜひ来年度以降は少し前向きなご答弁できるような調整をいただきたいと思うのですが、本部長いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川　勉君）　今のイノシシなどの廃棄物の処理に関してでございますが、先ほど堤のほうからちょっとご説明ありましたように、まず放射性物質汚染対処特別措置法に基づく対策地域内廃棄物であれば、私どもが責任を持って処理しなければならないということを取り組んでいるわけでございますが、そこから外れてしまったものについてどうするのかと、これが課題になっているというふうに認識しております。そこで今まででは、まずは汚染レベルが非常に低いものが多いものですから、対策地域内廃棄物以外のものです。そういうものについては、既存のといいましょうか、例えば民間の処理施設などで処理できないだろうかということをまず検討させていただいておりまして、リフォーム廃棄物の場合はほとんどがそちらのルートで流れるようになってきているというふうに考えております。ただ、中には放射性物質の濃度レベルがかなり高いものがあったり、またなかなか処理が難しいというものが出てきていると、出てこないとも限らないということを考えまして、そういうものについてどのようにすれば処理が進むのか、処理することができるのかということにつきましては、引き続き検討させていただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君）　坂川さん、富岡町内でのイノシシというのは対策区域内にならないのですか。坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川　勉君）　対策地域内廃棄物になるためには、2つの要件がございまして、大きく分けて1つは区域、これはもともと避難指示が出ていた区域でございますから、

こちらの要件はこのイノシシも満たすわけでございますが、もう一つはいつ発生したのかということ、時期的な問題もあるわけでございます。そこで例えば建物の解体などにつきましては、そのところは震災の、または津波などの影響で比較的早い時期に解体しなければいけないことになっていたと、そういうふうにみなしてそれは対策地域内廃棄物としている、いろいろ法律上の要件を幅広くとするような工夫はしながら、なるべくそちらのほうに寄せるようにはしておりますけれども、時期と区域の問題、この2つの要件で決まるということでございます。

○議長（塙野芳美君） イノシシ、いつの時期に発生したか全部特定できるのですか。

堤さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課上席廃棄物対策官（堤 達平君） 確かにいつというのではなくなかなか難しいのですけれども、我々としては廃棄物になった時点でいうと捕獲をした時点かなというふうに考えて今対応しているところでございます。

○議長（塙野芳美君） 非常にわかりにくいのですけれども、捕獲ができなかつたのですから、できない状況にあったのですから、その辺も考えてほしいのですけれども、議長の立場ですのでやめます。

そのほか質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ほとんど質問したい事柄が今やってくれましたので、別な角度からやらせてください。

先ほどの個人ごみ、事業ごみ、あとは牛とイノシシの違い、いろいろありますけれども、生活ごみを燃やす衛生センターというのは、結局煙突が放射能を吸収するフィルターにもなっていないし、当然レベルも多分当時は3,000ベクレルぐらいで建築、設計したのかなと思うのですけれども、やはり帰還困難区域からイノシシなんかは自由に出入りしたりなんかしているし、時期がどうのこうのという問題ではなくて、やっぱり燃やす施設が放射能廃棄物、放射能を含んだものを燃やす施設かどうかその辺に原点に返ってもらわないとそこから出る煙とか例えば飛灰、飛んでくるあくというか、そういったものがどれくらい凝縮されてくるかわからない状態で、机の上のこれはこうだああだという論理でやられたのでは、間もなく戻る住民が南部衛生センターから出てくる煙にイノシシを燃やした煙が出てきて、それを吸ってしまう可能性もあるわけだ。牛はいいけれども、イノシシはだめだとか、あと個人ごみはいいけれども、リフォームはだめだとか、そういう都合のいい論理はちょっとやめてもらって施設で考えることできませんか、本部長。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 私どもも対策地域内廃棄物という法律に基づく制度の中で、なるべくそこで読めるものは読んでいくという、こういう方針のもとで対策地域内廃棄物の範囲を広く捉えて、できるだけ環境省のほうで処理をするというふうに今まで運用してきたつもりでございますけれども、そういった中からまだ漏れてしまうものがあると。これについてその処理

先をどのように確保していくのかと、こういう課題であると思いますので、まずはほかのところで処理する方法はないのかどうかということをまずよく検討させていただいた上で、なかなかそれが難しいというような事情もありましたら、さらに対策地域内廃棄物、またはそれに類するものとして処理する方法がないのかどうかというところもまた検討させていただきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） どういう角度からお願ひしても返ってくる答えが同じで、前に全然進まないです。やはり放射性廃棄物を燃やす焼却炉と家庭のごみを燃やす焼却炉、これは目的も違うし、そもそも構造も違うということで、ここはきっちり前向きに富岡から出たごみは全て放射性物質を含んでいれば、それは毛薺の焼却炉で燃やせるのだと、例えば1日500トン処理できるということであれつくったわけだから、今あそこで燃やし切れないくらい発生しているというならば、これはこっちのごみは申しわけないけれども、別なところでとなるかもしれないけれども、1日100トンか200トンでまだまだ余裕あるという場合には、当然燃やしてくれてもいいのではないかというのが私の率直な意見です。

それが1点と、あとフォローアップでこの10ページで1センチの空間線量というので、1万3,580測定点、かなりの地点で測定してくれました。それで、平均値が1時間当たり1.12マイクロシーベルトということで、81%下がったのは評価できるのですけれども、この1.12だって0.23から見たらほど遠いのです。除染は終わりました、フォローアップも終わりました、でも平均値は1.12ですよ。これを見るとまた次年度もと書かれていますけれども、とことん毎年下がるまでやってくれることを約束してくれるのでですか。0.23まで、1ミリを目指すと言っているのですから、環境省は。何度もやつてくれるのですか。その辺の約束ができるのですか。その辺も教えてください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） フォローアップ除染のほうですけれども、10ページをお示しいたしましたとおり、確かに1センチではまだ平均値でも1.12という状況でございます。政府の目標として長期被曝線量、年間1ミリシーベルトということを立てておりますので、そこに向けて線量低減が除染ができる限りは除染のほうを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 厚生労働省の労働者の被曝の基準が年間5ミリというのがあるみたいです。年間5ミリ以上を累積した場合に、労災認定の基準が最低基準だということで。今の説明では、やつてくれるということなのだけれども、1.12といったら年間10ミリ超えてしまうのだよ。そういったところに帰すわけだから、だからもうすぐそこまで警戒区域の解除というのが来ているわけだから、もっともっと具体的にを目指すではなくて、次から次にやりますよというような力強い回答ができるかどうか、もう一度お願ひします。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） フォローアップ除染に関しては、従前からご説明しておりますように今年度で終わるわけではなくて、今年度来年1月までにまず1度やりまして、その後事後モニタリングを行い、その結果を踏まえて高いところがあれば、またさらにフォローアップ除染を継続していくと、こういうことで進めてまいりたいと考えております。また、10ページのデータ、これフォローアップ除染の結果をお示ししているところでございますが、これフォローアップ除染を行った地点のデータでございますので、もともと比較的線量が高いところ、そういうところを抽出してそこのところでフォローアップ除染の前後についてお示しをしているものでございますので、そういう意味ではこれが全地域の平均ということではないというところについてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、帰還開始に向けた課題についてを終わります。

ここで環境省の皆様にはご退席願います。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時32分)

---

再 開 (午後 2時34分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

その他に入ります。

執行部から何かございますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 本日お手元にふたばぐるぐるマップというものを配付させていただきました。このマップは、福島大学うつくしま未来支援センターのコーディネートによりまして、双葉郡8町村の企画担当者で構成しますふたばの明日を考える会というものが作成したものでございます。ふたばの明日を考える会は、地域の連携を下支えする、そして今後の町村連携のきっかけということになればということで立ち上げられたものでございまして、昨年立ち上がってからこれまで12回ほど会合を開いて、さまざまお話、情報共有をしながら一つの成果としてお手元のマップというのをその会でつくられたということでございます。若干構成不足のところもあるようではございますが、一つの成果というふうに捉えていただき、ご活用いただければと思います。今後ふたばの明日を考える会、各町の企画担当の比較的若い職員、若いといつても課長補佐、係長クラスでの会合を重ねて情報の共有、それから横の連絡というものをとりながら、本格的な町村連携の一つのきっかけとしたい

というふうに考えており、私ども町においても企画課課長補佐3名をこの会に参加させておりますので、ご承知をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君）　ただいまぐるぐるマップについての件がありましたけれども、特段何かござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　執行部のほう、その他はこれでよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　議員からその他ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉　会　　（午後　2時36分）